鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１３号

鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成２９年鳥取市条例第７６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため」を「法第３７条の３第１項に規定する動物愛護管理担当職員として」に改める。

附　則

この条例は、令和２年６月１日から施行する。